

大切なご資産をお預かりします

# 相 続 定期貯金

相続で受け取られたご資産を **100万円以上**  
(期間1年／自動継続)

定期貯金にお預け入れいただいた方には  
下記の金利を適用いたします。

(相続手続き完了後、1年以内に相続により受け取られた資産をお預け入れいただける個人の方が対象です)

期 間  
1 年

年 **0.12%**

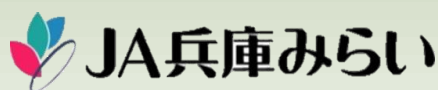


©よりぞう

税引後  
年**0.095%**

募集期間／令和3年**10月1日(金)**～令和4年**3月31日(木)**

くわしくは各支店窓口、または渉外担当者までお気軽におたずねください。



本店金融部 TEL.0790-47-1280

<http://www.hyogomirai.com/>

北条富田支店 TEL.0790-42-2733  
善防支店 TEL.0790-48-2211  
加西支店 TEL.0790-49-1011  
多加野支店 TEL.0790-45-0018  
在田支店 TEL.0790-44-0301

三木市久留美支店 TEL.0794-82-0340  
志染支店 TEL.0794-87-3011  
広野支店 TEL.0794-85-6500  
緑が丘支店 TEL.0794-84-2700  
豊地支店 TEL.0794-86-2511

小野中央支店 TEL.0794-63-1501  
河合支店 TEL.0794-66-5001  
小野南支店 TEL.0794-63-1510  
下東条支店 TEL.0794-67-0080

# 相続定期貯金

## 募集期間

令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)

### 《募集要項》

商品	定期貯金
期間	1年(自動継続)
適用金利	年0.12%(税引後年0.095%)
ご利用いただける方	相続手続き完了後、1年以内に相続により受取られた資金をお預け入れいただける個人のお客さま(当JA以外の相続手続きも含まれます)
お預け入れ金額	100万円以上で「相続で受取られた資金」の範囲内
必要となる書類	「お預け入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「相続により取得した金額」が確認できる書類をご提示いただきます。 ※当JAで相続手続きをされた方は確認書類は不要です。 ※他金融機関で相続手続きをされた方は以下の①～③を確認できる書類。 ①お預け入れされる方が相続人であることを確認できる書類 (戸籍謄本、遺言書、金融機関に提出した相続依頼書、遺言分割協議書) ②金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 (金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書など) ③相続による取得金額が確認できる書類 (金融機関に提出した相続依頼書、被相続人名義の解約済通帳・計算書、遺言分割協議書など)
その他	※金利情勢により、金利の見直しを行う場合があります。 ※お利息に対して20.315%(国税15.315%・地方税5%)の税率により源泉徴収されます(源泉分離課税) ※税引後利率は小数点第4位以下を切り捨てて表示しています。実際に受取られる金額とは異なる場合がございます。 ※適用金利は初回満期日までとなります。自動継続後は店頭表示金利となります。万一、中途解約される場合、当JA所定の中途解約利率を適用いたします。 ※ATMによるお預け入れは対象外になります。 ※くわしくは店頭で説明書をご用意しております。

## トータルアドバイザーへご相談ください



- 相続対策をするべき?
- 遺言書は必要?
- よく聞く名義預金ってなに?
- 相続発生後の手続きを知りたい...

JA兵庫みらいでは、組合員・利用者様の大切な資産をお守りし、次世代へつなぐお手伝いをしております。

上記に記載されていないことや、“今さらこんなことを聞いてもいいのかな?”と思われることでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

相談料  
無料です

ご自宅まで  
お伺いします

専門家を  
ご案内します

- ・財務コンサルタント
- ・司法書士
- ・税理士

JA兵庫みらい

本店金融部 0790-47-1280 (トータルアドバイザー: 長尾・井上)